

労審発第 1198 号  
令和 2 年 7 月 31 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕



令和 2 年 7 月 31 日付け厚生労働省発基安 0731 第 1 号をもって諮問のあった「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和2年7月31日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会安全衛生分科会  
分科会長 城内 博

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和2年7月31日付け厚生労働省発基安 0731 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。